

## 岡山市屋外広告物規則 新旧対照表

現 行	4 月改正後（案）	1 0 月改正後（案）
<p>○岡山市屋外広告物規則 平成8年3月15日 市規則第31号</p> <p>第1条～第3条（略） （許可の申請）</p> <p>第4条 条例第7条第1項又は第8条第3項の規定により広告物等の表示又は設置の許可を受けようとする者は、屋外広告物表示（掲出物件設置）許可申請書（様式第1号）を正副2通市長に提出しなければならない。</p>	<p>○岡山市屋外広告物規則 平成8年3月15日 市規則第31号</p> <p>第1条～第3条（略） （許可の申請）</p> <p>第4条 条例第7条第1項又は第8条第3項の規定により広告物等の表示又は設置の許可を受けようとする者は、屋外広告物表示（掲出物件設置）許可申請書（様式第1号）を正副2通市長に提出しなければならない。</p>	<p>○岡山市屋外広告物規則 平成8年3月15日 市規則第31号</p> <p>第1条～第3条（略） （許可の申請）</p> <p>第4条 条例第7条第1項又は第8条第3項の規定により広告物等の表示又は設置の許可を受けようとする者は、屋外広告物表示（掲出物件設置）許可申請書（様式第1号）を正副2通市長に提出しなければならない。</p> <p><u>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 形状、寸法、材料、構造、照明、意匠及び色彩に関する図面及び仕様書</u></p> <p><u>(2) 建築物等との位置関係及び他の広告物の状況が分かる図面</u></p> <p><u>(3) 設置場所及び周囲の道路、鉄道等の位置関係が分かる図面</u></p> <p><u>(4) 設置場所が他人の所有又は管理に属するときは、承諾書又は使用許可書の写し</u></p> <p><u>(5) 屋外広告物（掲出物件）自己点検結果報告書（様式第2号。申請時において広告物等の表示又は設置の日から1年以上の期間</u></p>

岡山市屋外広告物規則 新旧対照表

<p>2 市長は、前項の許可の申請がはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、懸垂幕その他の簡易な広告物等に関する場合において、当該申請書に添付すべき書類の全部又は一部を不要と認めるときは、当該書類の提出を省略させることができる。</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 条例第9条の規定による許可を受けようと</p>	<p><u>2</u> 市長は、<u>前項</u>の許可の申請がはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、懸垂幕その他の簡易な広告物等に関する場合において、当該申請書に添付すべき書類の全部又は一部を不要と認めるときは、当該書類の提出を省略させることができる。</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 条例第9条の規定による許可を受けようと</p>	<p><u>を経過している場合に限る。ただし、広告物等の表示面積が1平方メートル未満の場合（地上から広告物等の上端までの高さが4メートルを超えるものを除く。）、当該広告物等がはり紙若しくははり札等の場合又は屋外広告物（掲出物件）資格者点検結果報告書（様式第2号の2）を提出した場合を除く。）</u></p> <p><u>(6) 屋外広告物（掲出物件）資格者点検結果報告書（申請時において広告物等の表示又は設置の日から1年以上の期間を経過している場合であって、かつ、条例第20条第2項の点検の義務を負うときに限る。）</u></p> <p><u>3 前項第5号及び第6号の報告書は、第1項の申請前3月以内に実施した点検の結果に基づき作成されたものでなければならない。</u></p> <p><u>4 市長は、第1項の許可の申請がはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、懸垂幕その他の簡易な広告物等に関する場合において、当該申請書に添付すべき書類の全部又は一部を不要と認めるときは、当該書類の提出を省略させることができる。</u></p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 条例第9条の規定による許可を受けようと</p>
---	---	--

## 岡山市屋外広告物規則 新旧対照表

<p>する者は、新たに禁止地域になった日から1年以内に市長に申請しなければならない。この場合においては、第4条又は<u>次条</u>の規定を準用する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(更新の許可申請)</p> <p>第7条 条例第11条第1項の規定により許可期間の更新の許可を受けようとする者は、当該許可期間満了の10日前までに屋外広告物表示(掲出物件設置)更新許可申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、条例第20条の規定による屋外広告物(掲出物件)自己点検結果報告書(様式第3号)並びに当該広告物等及び周囲の状況が分かるカラー写真(撮影後3月以内のものに限る。)を添付しなければならない。ただし、当該広告物等の表示面積が1平方メートル未満の場合若しくは従前の許可期間が1月以内の場合又は当該広告物等がはり</p>	<p>する者は、新たに禁止地域になった日から1年以内に市長に申請しなければならない。この場合においては、第4条又は<u>第7条</u>の規定を準用する。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>(許可の期間)</u></p> <p><u>第6条の2 条例第10条第2項の規則で定めるものは、申請時において広告物等の表示又は設置の日から1年を経過していないものとする。</u></p> <p>(更新の許可申請)</p> <p>第7条 条例第11条第1項の規定により許可期間の更新の許可を受けようとする者は、当該許可期間満了の10日前までに屋外広告物表示(掲出物件設置)更新許可申請書(<u>様式第2号</u>)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、条例<u>第20条</u>の規定による屋外広告物(掲出物件)自己点検結果報告書(<u>様式第3号</u>)並びに<u>当該広告物等及び周囲の状況が分かるカラー写真(撮影後3月以内のものに限る。)</u>を添付しなければならない。ただし、当該広告物等の表示面積が1平方メートル未満の場合若しくは従前の許可期間が1月以内の場合又は当該広告物等がはり</p>	<p>する者は、新たに禁止地域になった日から1年以内に市長に申請しなければならない。この場合においては、第4条又は第7条の規定を準用する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(許可の期間)</p> <p>第6条の2 条例第10条第2項の規則で定めるものは、申請時において広告物等の表示又は設置の日から1年を経過していないもの<u>又は条例第20条第2項の点検を実施したものとする。</u></p> <p>(更新の許可申請)</p> <p>第7条 条例第11条第1項の規定により許可期間の更新の許可を受けようとする者は、当該許可期間満了の10日前までに屋外広告物表示(掲出物件設置)更新許可申請書(<u>様式第3号</u>)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、条例<u>第20条第1項</u>の規定による屋外広告物(掲出物件)自己点検結果報告書を添付しなければならない。ただし、当該広告物等の表示面積が1平方メートル未満の場合(<u>地上から広告物等の上端までの高さが4メートルを超えるものを除く。)</u>、従前の許可期間が1月以内の場合又は当該広告物等がはり紙若しくははり札等の場合<u>又は</u></p>
--	--	---

## 岡山市屋外広告物規則 新旧対照表

<p>紙若しくははり札等の場合は、この限りでない。</p>	<p>紙若しくははり札等の場合は、この限りでない。</p>	<p><u>屋外広告物（掲出物件）資格者点検結果報告書を提出した場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3 条例第20条第2項の規定により点検の義務を負う場合、第1項の申請書には、屋外広告物（掲出物件）資格者点検結果報告書を添付しなければならない。</u></p> <p><u>4 前2項の報告書は、第1項の申請前3月以内に実施した点検の結果に基づき作成されたものでなければならない。</u> <u>（点検）</u></p> <p><u>第7条の2 条例の規定による許可の期間が1年を超える場合には、条例第20条第1項の規定による点検を1年に1回実施し、条例第11条第1項の規定による許可を受ける又は当該広告物等を除却するまでの間、その結果を保管しなければならない。</u></p> <p><u>2 条例第20条第2項の規則で定める広告物又は掲出物件は、地上から広告物等の上端までの高さが4メートルを超えるものとする。</u> <u>ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</u></p> <p><u>(1) はり紙及びはり札等</u></p> <p><u>(2) 建築物の壁面等に直接塗装して表示するもの</u></p> <p><u>(3) 従前の許可期間が1月以内のもの</u></p> <p><u>3 条例第20条第2項の規則で定める者は、</u></p>
-------------------------------	-------------------------------	--

岡山市屋外広告物規則 新旧対照表

		<p><u>次に掲げる者（第4号又は第5号に掲げる者にあつては、条例第34条第1項の講習会の課程を修了した者又は条例第35条第1項第1号に掲げる者に限る。）とする。</u></p> <p><u>(1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者（木造建築士を除く。）</u></p> <p><u>(2) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の5第1項に規定する特定建築物調査員資格者証の交付を受けている者</u></p> <p><u>(3) 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物又は掲出物件の点検に関する技能講習を修了した者</u></p> <p><u>(4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第1項の技術検定（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項の表検定種目の欄に掲げる建築施工管理、電気工事施工管理の種目に係るもので1級に限る。）に合格した者</u></p> <p><u>(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者</u></p>
--	--	--

岡山市屋外広告物規則 新旧対照表

<p>第8条～第19条 (略) (公示の場所等)</p> <p>第19条の2 条例第25条の3第1項第1号に規定する規則で定める場所は、都市整備局都市計画課(以下「都市計画課」という。)又は各区役所<u>維持管理課</u>(以下「<u>維持管理課</u>」という。)とする。</p> <p>2 前項に規定する場所への公示は、都市計画課長又は<u>維持管理課</u>長の決裁を得て行うものとする。 (保管広告物等一覧簿)</p> <p>第19条の3 条例第25条の3第2項に規定する保管広告物等一覧簿は、様式第11号の2とし、同項に規定する規則で定める場所は、都市計画課又は<u>維持管理課</u>とする。</p> <p>第19条の4～第23条の10 (略) (講習会)</p> <p>第24条 条例第34条第1項の規定による講習会(以下「講習会」という。)の講習科目は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略)</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者</p>	<p>第8条～第19条 (略) (公示の場所等)</p> <p>第19条の2 条例第25条の3第1項第1号に規定する規則で定める場所は、都市整備局<u>都市・交通部</u>都市計画課(以下「都市計画課」という。)又は各区役所<u>地域整備課</u>(以下「<u>地域整備課</u>」という。)とする。</p> <p>2 前項に規定する場所への公示は、都市計画課長又は<u>地域整備課</u>長の決裁を得て行うものとする。 (保管広告物等一覧簿)</p> <p>第19条の3 条例第25条の3第2項に規定する保管広告物等一覧簿は、様式第11号の2とし、同項に規定する規則で定める場所は、都市計画課又は<u>地域整備課</u>とする。</p> <p>第19条の4～第23条の10 (略) (講習会)</p> <p>第24条 条例第34条第1項の規定による講習会(以下「講習会」という。)の講習科目は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略)</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者</p>	<p><u>4 条例第20条第2項の点検を行う者は、屋外広告物の点検に関する知識及び技術の向上を図るよう努めるものとする。</u></p> <p>第8条～第19条 (略) (公示の場所等)</p> <p>第19条の2 条例第25条の3第1項第1号に規定する規則で定める場所は、都市整備局都市・交通部都市計画課(以下「都市計画課」という。)又は各区役所地域整備課(以下「地域整備課」という。)とする。</p> <p>2 前項に規定する場所への公示は、都市計画課長又は地域整備課長の決裁を得て行うものとする。 (保管広告物等一覧簿)</p> <p>第19条の3 条例第25条の3第2項に規定する保管広告物等一覧簿は、様式第11号の2とし、同項に規定する規則で定める場所は、都市計画課又は地域整備課とする。</p> <p>第19条の4～第23条の10 (略) (講習会)</p> <p>第24条 条例第34条第1項の規定による講習会(以下「講習会」という。)の講習科目は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略)</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者</p>
---	--	---

岡山市屋外広告物規則 新旧対照表

<p>に対し、その事実を証する書類を提出させて、前項第3号の講習科目を免除することができる。</p> <p>(1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者</p> <p>(2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条に規定する電気工事士の資格を有する者</p> <p>(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者</p> <p>(4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、帆布製品製造に関し、職業訓練指導員免許を受け、技能検定に合格し、又は職業訓練を修了した者</p> <p>3～6 （略） 第25条 （略）</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>に対し、その事実を証する書類を提出させて、前項第3号の講習科目を免除することができる。</p> <p>(1) 建築士法 <u>（昭和25年法律第202号）</u> 第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者</p> <p>(2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条に規定する電気工事士の資格を有する者</p> <p>(3) 電気事業法 <u>（昭和39年法律第170号）</u> 第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者</p> <p>(4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、帆布製品製造に関し、職業訓練指導員免許を受け、技能検定に合格し、又は職業訓練を修了した者</p> <p>3～6 （略） 第25条 （略）</p> <p>附 則 (略) <u>附 則</u> <u>この規則中第1条の規定は令和3年4月1日</u></p>	<p>に対し、その事実を証する書類を提出させて、前項第3号の講習科目を免除することができる。</p> <p>(1) 建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者</p> <p>(2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条に規定する電気工事士の資格を有する者</p> <p>(3) 電気事業法第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者</p> <p>(4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、帆布製品製造に関し、職業訓練指導員免許を受け、技能検定に合格し、又は職業訓練を修了した者</p> <p>3～6 （略） 第25条 （略）</p> <p>附 則 (略) 附 則 この規則中第1条の規定は令和3年4月1日</p>
---	--	--

岡山市屋外広告物規則 新旧対照表

<p>別表第1 (第5条関係) 適用除外の基準 1～8 (略)</p> <p>別表第2 (第10条関係) 許可基準 1～4 (略)</p> <p>別表第3 (第13条関係) 総表示面積の規制基準</p> <p>様式第1号 (第4条, 第6条関係) 屋外広告物表示 (掲出物件設置) 許可申請書</p> <p>様式第2号 (第6条, 第7条関係) 屋外広告物表示 (掲出物件設置) 更新許可申請書</p> <p>様式第3号 (第7条関係) 屋外広告物 (掲出物件) 自己点検結果報告書</p>	<p><u>から, 第2条の規定は同年10月1日から施行する。</u></p> <p>別表第1 (第5条関係) 適用除外の基準 1～8 (略)</p> <p><u>9 政治団体のはり紙, はり札等, 広告旗及び立看板等の許可地域における許可不要基準 (略)</u></p> <p>別表第2 (第10条関係) 許可基準 1～4 (略)</p> <p>別表第3 (第13条関係) 総表示面積の規制基準</p> <p>様式第1号 (第4条, 第6条関係) <u>(一部改正)</u> 屋外広告物表示 (掲出物件設置) 許可申請書</p> <p>様式第2号 (第6条, 第7条関係) <u>(一部改正)</u> 屋外広告物表示 (掲出物件設置) 更新許可申請書</p> <p>様式第3号 (第7条関係) <u>(一部改正)</u> 屋外広告物 (掲出物件) 自己点検結果報告書</p>	<p>から, 第2条の規定は同年10月1日から施行する。</p> <p>別表第1 (第5条関係) 適用除外の基準 1～8 (略)</p> <p>9 政治団体のはり紙, はり札等, 広告旗及び立看板等の許可地域における許可不要基準 (略)</p> <p>別表第2 (第10条関係) 許可基準 1～4 (略)</p> <p>別表第3 (第13条関係) 総表示面積の規制基準</p> <p><u>様式第1号 (第4条関係) (全部改正)</u> <u>屋外広告物表示 (掲出物件設置) 許可申請書</u></p> <p><u>様式第2号 (第4条, 第7条関係) (全部改正)</u> <u>屋外広告物 (掲出物件) 自己点検結果報告書</u></p> <p><u>様式第2号の2 (第4条, 第7条関係) (追加)</u> <u>屋外広告物 (掲出物件) 資格者点検結果報告書</u></p> <p><u>様式第3号 (第7条関係) (全部改正)</u> <u>屋外広告物表示 (掲出物件設置) 更新許可申</u></p>
---	--	---



## 岡山市屋外広告物規則 新旧対照表

<p>様式第4号（第8条関係） 屋外広告物（掲出物件）変更（改造）許可申請書</p> <p>様式第5号（第14条関係） （略）</p> <p>様式第6号（第8条，第15条関係） 屋外広告物表示（掲出物件設置）完了届</p> <p>様式第7号（第16条関係） （略）</p> <p>様式第8号（第17条関係） 屋外広告物管理者設置届</p> <p>様式第9号（第17条関係） 屋外広告物設置者（管理者）変更届</p> <p>様式第10号（第18条関係） 屋外広告物（掲出物件）除却完了届</p> <p>様式第11号（第19条関係） （略）</p> <p>様式第11号の2（第19条の3関係） （略）</p> <p>様式第11号の3（第19条の5関係） 受領書</p> <p>様式第12号（第20条，第25条関係） （略）</p>	<p>様式第4号（第8条関係）<u>（一部改正）</u> 屋外広告物（掲出物件）変更（改造）許可申請書</p> <p>様式第5号（第14条関係） （略）</p> <p>様式第6号（第8条，第15条関係）<u>（一部改正）</u> 屋外広告物表示（掲出物件設置）完了届</p> <p>様式第7号（第16条関係） （略）</p> <p>様式第8号（第17条関係）<u>（一部改正）</u> 屋外広告物管理者設置届</p> <p>様式第9号（第17条関係）<u>（一部改正）</u> 屋外広告物設置者（管理者）変更届</p> <p>様式第10号（第18条関係）<u>（一部改正）</u> 屋外広告物（掲出物件）除却完了届</p> <p>様式第11号（第19条関係） （略）</p> <p>様式第11号の2（第19条の3関係） （略）</p> <p>様式第11号の3（第19条の5関係）<u>（一部改正）</u> 受領書</p> <p>様式第12号（第20条，第25条関係） （略）</p>	<p><u>請書</u> 様式第4号（第8条関係） 屋外広告物（掲出物件）変更（改造）許可申請書</p> <p>様式第5号（第14条関係） （略）</p> <p>様式第6号（第8条，第15条関係） 屋外広告物表示（掲出物件設置）完了届</p> <p>様式第7号（第16条関係） （略）</p> <p>様式第8号（第17条関係） 屋外広告物管理者設置届</p> <p>様式第9号（第17条関係） 屋外広告物設置者（管理者）変更届</p> <p>様式第10号（第18条関係） 屋外広告物（掲出物件）除却完了届</p> <p>様式第11号（第19条関係） （略）</p> <p>様式第11号の2（第19条の3関係） （略）</p> <p>様式第11号の3（第19条の5関係） 受領書</p> <p>様式第12号（第20条，第25条関係） （略）</p>
---	---	---

## 岡山市屋外広告物規則 新旧対照表

<p>様式第13号（第23条の2関係） 屋外広告業登録申請書</p> <p>様式第14号（第23条の3関係） 登録申請者（本人・法定代理人・法人の役員・ 法定代理人（法人）の役員）の略歴書</p> <p>様式第15号（第23条の3関係） 誓約書</p> <p>様式第16号（第23条の4関係） （略）</p> <p>様式第16号の2（第23条の5関係） 屋外広告業登録事項変更届</p> <p>様式第16号の3（第23条の6，第23条の 10関係） 屋外広告業廃業等届</p> <p>様式第16号の4（第23条の7関係） （略）</p> <p>様式第16号の5（第23条の7関係） （略）</p> <p>様式第16号の6 削除</p> <p>様式第16号の7（第23条の9関係） （略）</p> <p>様式第16号の8（第23条の10関係） 特例屋外広告業届</p>	<p>様式第13号（第23条の2関係）<u>（一部改正）</u> 屋外広告業登録申請書</p> <p>様式第14号（第23条の3関係）<u>（一部改正）</u> 登録申請者（本人・法定代理人・法人の役員・ 法定代理人（法人）の役員）の略歴書</p> <p>様式第15号（第23条の3関係）<u>（一部改正）</u> 誓約書</p> <p>様式第16号（第23条の4関係） （略）</p> <p>様式第16号の2（第23条の5関係）<u>（一部改 正）</u> 屋外広告業登録事項変更届</p> <p>様式第16号の3（第23条の6，第23条の 10関係）<u>（一部改正）</u> 屋外広告業廃業等届</p> <p>様式第16号の4（第23条の7関係） （略）</p> <p>様式第16号の5（第23条の7関係） （略）</p> <p>様式第16号の6 削除</p> <p>様式第16号の7（第23条の9関係） （略）</p> <p>様式第16号の8（第23条の10関係）<u>（一部 改正）</u> 特例屋外広告業届</p>	<p>様式第13号（第23条の2関係） 屋外広告業登録申請書</p> <p>様式第14号（第23条の3関係） 登録申請者（本人・法定代理人・法人の役員・ 法定代理人（法人）の役員）の略歴書</p> <p>様式第15号（第23条の3関係） 誓約書</p> <p>様式第16号（第23条の4関係） （略）</p> <p>様式第16号の2（第23条の5関係） 屋外広告業登録事項変更届</p> <p>様式第16号の3（第23条の6，第23条の 10関係） 屋外広告業廃業等届</p> <p>様式第16号の4（第23条の7関係） （略）</p> <p>様式第16号の5（第23条の7関係） （略）</p> <p>様式第16号の6 削除</p> <p>様式第16号の7（第23条の9関係） （略）</p> <p>様式第16号の8（第23条の10関係） 特例屋外広告業届</p>
---	---	---

## 岡山市屋外広告物規則 新旧対照表

<p>様式第16号の9（第23条の10関係） （略）</p> <p>様式第16号の10（第23条の10関係） 特例屋外広告業届出事項変更届</p> <p>様式第17号（第24条関係） 屋外広告物講習会受講申込書</p> <p>様式第18号（第24条関係） （略）</p>	<p>様式第16号の9（第23条の10関係） （略）</p> <p>様式第16号の10（第23条の10関係）<u>（一部改正）</u> 特例屋外広告業届出事項変更届</p> <p>様式第17号（第24条関係）<u>（一部改正）</u> 屋外広告物講習会受講申込書</p> <p>様式第18号（第24条関係） （略）</p> <p><u>（一部改正）</u> 「印」削除，他</p>	<p>様式第16号の9（第23条の10関係） （略）</p> <p>様式第16号の10（第23条の10関係） 特例屋外広告業届出事項変更届</p> <p>様式第17号（第24条関係） 屋外広告物講習会受講申込書</p> <p>様式第18号（第24条関係） （略）</p>
---	--	---